

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大等に伴う就労形態の多様化に対応するため、就労の居宅内・外によって保育所の入所の有利不利が発生しないよう、規定の見直しを行う。併せて、多胎児世帯について、保育所の入所選考において調整指数が加点されるよう所要の見直しを行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①テレワーク等の普及に配慮し、居宅外労働・居宅内労働の配点差を無くす。</p> <p>②多胎児が同時に保育所等の利用申請をする場合、調整指数に+4を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日（ただし、入所の承認等に係る行為は同日前において改正後の例により行うことができる）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大等に伴う就労形態の多様化への対応、多胎児世帯の保護者の負担軽減が図れる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課に審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。